

1. 附属機関条例とは

法律もしくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法第138条の3第3項に基づき本市が設置する執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めた条例。

(参考) 地方自治法第138条の3第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2. 新旧対照表

	旧	新
①大東市児童福祉施設等設置審議会	児童福祉施設等の設置に関する事項についての審議及び地域型保育事業の認可等についての審査に関する事務	
②大東市児童福祉審議会	<u>児童福祉法</u> 第8条第1項～第3項までに規定する事項についての調査市議に関する事務	
③大東市子ども・子育て会議	<u>子ども・子育て支援法</u> 第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項、大東市次世代育成支援対策中央計画に関する事項、その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務	<u>児童福祉法</u> 第8条第3項に規定する事項、 <u>子ども・子育て支援法</u> 第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項、 <u>こども基本法</u> に基づく大東市こども計画に関する事項その他子ども・子育ての支援に関する事項についての調査審議に関する事務

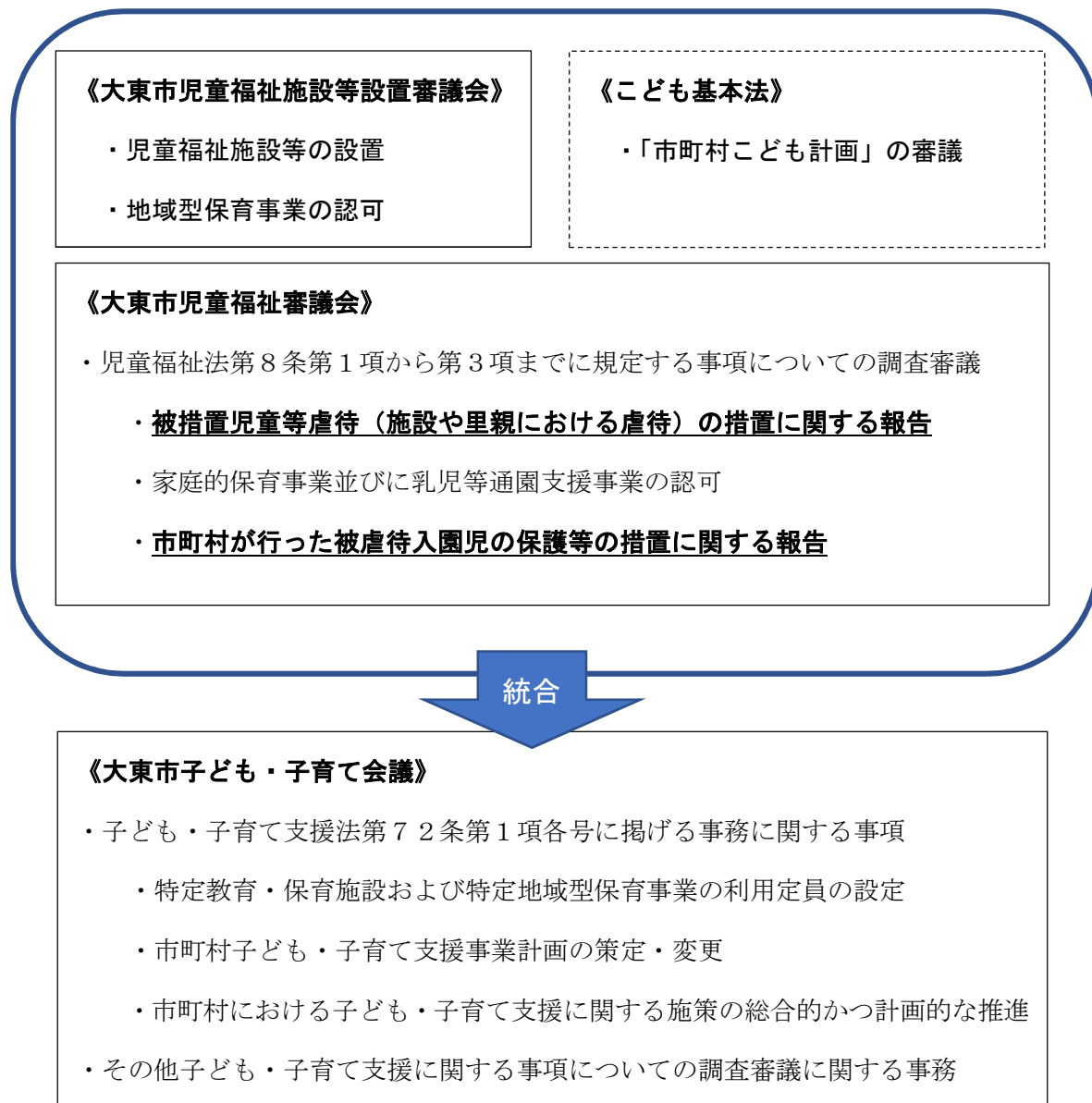
3. 改正理由

「大東市児童福祉施設等設置審議会」「大東市児童福祉審議会」が担任していた事務を整理し、「大東市子ども・子育て会議」に総括する。

4. 改正時期

公布の日（令和8年3月定例会月議会にて議案上程）

5. 各審議会が担当する事務の概要



6. 今後の審議のあり方について

- ・ これまで「大東市子ども・子育て会議」が担当していた事務に加え、「大東市児童福祉施設設置審議会」「大東市児童福祉審議会」が担当する事務についても、「大東市子ども・子育て会議」が担当することとします。
- ・ ただし、虐待関係の措置に関する報告は緊急性を要することから、部会として開催いたします。部会の出席者については、案件によって大東市子ども・子育て委員の中から事務局が選出いたします。